

認定こども園 光の森こども園 重要事項説明書

1. 園の運営主体

名 称	社会福祉法人 山宮保育会
所 在 地	山梨県甲府市山宮町 3 3 1 8
電 話 番 号	0 5 5 - 2 5 2 - 6 8 7 1
F A X	0 5 5 - 2 5 2 - 6 8 7 2
E - m a i l	yamamiya@kofu.hoikuen.mia.ne.jp
代 表 者	理事長 岸 眞英

2. 園の概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	光の森こども園
対 象 園 児	満 3 歳未満の乳幼児～満 3 歳以上の小学校就学前の教育・保育を必要とする児童
こども園認可年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日

3. 園の目的および方針

1)すこやかな成長と教育

- 一人一人の子どもの個性を尊重し、豊かな環境を提供し伸び伸びと子どもたちが育っていくことを保障する。
- 健康と安全に配慮した保育の人的、物的環境作りをめざして、子どもたち生命の維持・安定に最善をつくす。
- 子どもたちが伸びやかに成長することを基本とし、自発的・意欲的にかかわることのできる環境作りを行い、保育の環境や自然の下、豊かな体験をとおして創造力を養う。
- 日常の保育の中で、積極的に友達とかかわり、思いやりや協調性、道徳性を養う。

2)家庭的保育と地域とのつながり

- 家庭的な保育の充実をめざして、保護者と共通理解と信頼関係を結び、共に育てていく関係作りを行うとともに、保護者のニーズに積極的に答えていく。
- 地域社会の中での保育ニーズや支援に積極的に答えていくために、関係機関と共に連携を保ちながら、世代間交流や施設の開放を行っていく。

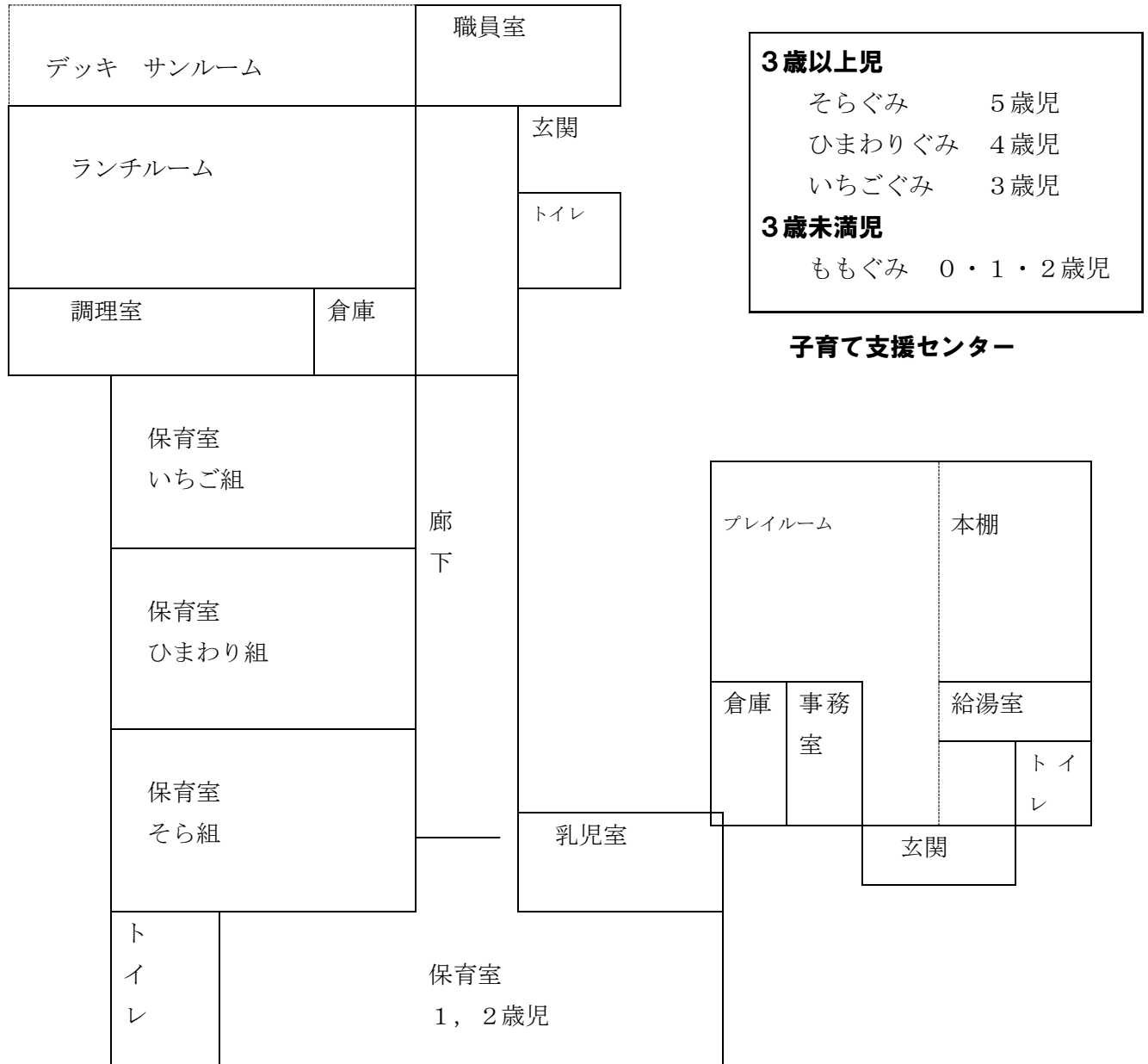
4. 園の施設構造および施設配置

1) 園の施設・設備等

敷 地 面 積	9 1 6 m ²
建 物 構 造	鉄骨平屋建て
建 設 面 積	4 8 5 . 6 7 m ²
屋 外 運 動 場	2 3 9 . 6 2 m ²
子 育 て 支 援 セ ン タ ー	9 8 . 5 m ²

2) 施設レイアウト

保育室の配置図



5. 入園における定員

定員区分	定員(人)	認定定員区分について
1号	15	教育標準時間認定→お子さんが 満3歳以上 で、就労していない保護者の方で教育を希望される場合
2号	50	保育認定→お子さんが 満3歳以上 で、保育に必要な事由(※)に該当する場合
3号	20	保育認定→お子さんが 満3歳未満 で、保育に必要な事由(※)に該当する場合

※保育に必要な事由

- 就労 妊娠出産 保護者の疾病及び障害 災害復旧 求職活動(期間があり) 就学虐待およびDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- 同居または長期入院のために親族を介護や看護している
- その他市町村が認める場合

6. 送迎等および出欠席の連絡

1) 欠席・遅刻・早退の場合

- ・園を欠席・遅刻・早退する場合は、朝の9時までにご連絡をお願いします。
- ・園バス利用者については、朝の7時50分までにご連絡をお願いします。
- ・前夜または起床後に発熱や下痢・嘔吐の症状、腹痛、怪我がある場合は、医師の診断を受けになってから医師の処方薬を持参した上で医師によって認められた場合のみ登園ください。それ以外の場合はご自宅でのご療養をお願いいたします。

2) 送迎時の注意

- ・園児の送迎は、保護者において責任をもってする事。送迎中および駐車場での事故の責任は、保護者にあることをご了承をお願いします。
- ・園の前の駐車については細心の注意をし、車から離れるときはエンジンを切り、子どもの安全や防犯の為に必ずロックをお願いします。

3) 園バスの利用

- ・園バスでの送迎（有料）をご希望の方は、別紙に申請の上申し込みをお願いします。
- ※申込用紙は入園・進級式で配布いたします。

7. 職員体制

職	種	員数
園	長	1
教	頭	1
主 幹 教 諭		2
保 育 教 諭		24
栄 養 士		1
調 理 員		3
用 務 員		1
事 務 職 員		1

8. 開園の日および時間

認定区分	開 園 日	利用 時間
1 号	4月1日～3月31日（土・日・休日を除く） 夏季休暇：8月1日～13日 冬季休暇：12月26日～1月5日	午前9時～午後4時 ※1号認定の方の一時預かりも希望に応じて利用してください。
2 号	4月1日～3月31日（日・休日を除く） 冬季休暇：12月29日～1月3日	午前7時～午後6時 延長保育時：午後6時～7時（1時間）
3 号	4月1日～3月31日（日・休日を除く） 冬季休暇：12月29日～1月3日	午前7時～午後6時 延長保育時：午後6時～7時（1時間）

9. 利用料金

- 1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）
認定を行った市町村が定める利用者負担額（月額）をお支払いをお願いします。
- 2) 給食について
3歳以上児の主食（ご飯やパン、うどん等）については2000円/月。1号認定は給食費あり。
- 3) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担以外に、以下の費用の負担をお願いします。

納入費について






保育料	各市町村で定めた負担額となります。	
施設整備費	月額2000円（園庭整備・園の修繕等）	
教育充当費 のびのび教室	英語教室・リトミック・書道教室・創作教室・陶芸教室 （月額）年少1000円・年中2000円・年長3000円	
教材文具費等	年額約5000円（クラスで料金が変わってきます。）	
行事参加費	年額約4000円	
給食費	3歳未満児 無料 3歳以上児 主食費として 月額 2000円 1号認定の方の給食費3000円＋主食費2000円	
バス代	月額 2500円 兄弟2人の場合 4000円	
希望者	スイミングスクール	入会金 2160円 教室代1学期分 11340円（1～3学期）
	英語教室	月額 5000円
	音楽教室	月額 6000円
	書道教室	月額 3000円

10. 年間行事

月	内容（青字は保護者も参加のもの）	月	内容（青字は保護者も参加のもの）
4月	入園進級式・保護者会	5月	地域交流会
6月	自然観察会・おいもほり・地域植栽	7月	納涼会
8月	お楽しみ会	9月	発表会（3歳未満児）・地区体育祭
10月	運動会・秋の遠足	11月	発表会（3歳以上児）・地域植栽
12月	焼いも大会・クリスマス会	1月	カルタ大会・凧揚げ大会
2月	作品展・お別れ遠足	3月	卒園式

※毎月1回、保護者参加のお誕生日月のお子さんのお誕生会・保育参観があります。

11.園の一日の流れ

一 日 の 保 育	
7:30～9:30	登園（園に来ること）自由にのびのび遊びます。
8:00～	園バス出発 
10:00～	お片づけをして朝の会 全園児で元気に体操をします。 モーニングプログラムをみんなで楽しみます。→桃組おやつタイム
10:00～11:45	午前の活動に入ります ・各クラスにわかれてお散歩をしたり、行事の指導をします。 お散歩、野外活動、のびのびプログラム、スイミング等
11:45～13:00	ランチタイム・準備→食事→後片付け ・完全給食で毎日献立が変わります ・その日の献立を展示します ・毎月のメニューを掲示します。 ・メニューの説明、食育を毎日行っています。 
13:00～	お昼寝タイム 
13:30～15:00	そら組（年長児）自由活動・外遊び、コーナー遊び、お絵描き、絵本の読み聞かせ等
15:00～15:30	おやつタイム（日替わりで手作りおやつをいただきます）
15:30～16:00	お帰りの会（各クラス） バスの園児準備・降園（園から帰ること）準備 
16:00～	園バス出発 戸外遊び 順次お迎えいただき降園します。 
17:00～	森の広場に入ってお迎えまで保育（延長保育の子は軽食をとります）
18:00～19:00	延長保育の時間（申し込みが必要。有料です）

12. 健康診断・身体測定・口腔清掃・健康および衛生管理

身 体 測 定	毎月1回、各年齢ごとに身体測定を実施します。
健 康 診 断	年2回、内科検診および歯科検診を実施します。
検 査	年2回、尿検査を実施します。
健 康 管 理	・3歳未満児では、個別健康記録ノートで毎日の家庭と園との状況を把握します。 ・3歳以上児では、個人表にてお子さんの健康管理を家庭と園とでやりとりをします。
口 腔 清 掃	毎日、歯磨きを実施 ※ 月1回 歯科医の指導の下、口腔清掃を実施します。
カ ウ ン セ リ ン グ	希望に応じて心理カウンセラーのカウンセリング実施します。

13. 衛生管理

各クラス等のお掃除は毎日実施。トイレはマニュアルに基づいて毎日清掃。

ノロウィルス等嘔吐下痢の処置については、各クラスに処理の対応マニュアルがあり、それに基づいて対処をすみやかに行います。

※お願い→嘔吐下痢の場合、該当園児の衣類に嘔吐物等の付着がある場合は、感染防止の為に**園でお洗濯をすることはできません**ので、お持ち帰り頂くか、ご了解を得て状況によっては園で処分させていただきます。感染防止の為、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

14. 給食について

衛生管理の徹底の基、完全給食を実施。以下のように給食を提供し、献立や栄養については、毎月給食便りと献立便りでお知らせをいたします。楽しく美味しい行事食もあります。

アレルギーについては、医師の診断書を提出の上、アレルギー食への対応もきめ細かく実施していきます。

午 前 の お や つ	さつまいもやジャガイモなどの茹で野菜等が中心
昼 食	主食→五穀米等のご飯 うどんなどの麺類 野菜をいれた手作りパン 副食→摂取カロリーや栄養を、管理栄養士が計算したうえで作った献立に基づいたもの
午 後 の お や つ	手作りのおやつ お野菜を使ったマドレーヌや蒸しパン・クッキー お野菜のサクレ・手作りの100%果汁のゼリーなど

15. 災害時の対応

非 常 時 の 対 応	資料1をご覧ください。
防 災 ・ 防 犯 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎は耐火建築・耐震構造 ・火災報知器、誘導灯、ガス漏れ検知器、 ・防災用充電器2器設置 ・110当番非常警報装置（直接警察にボタンひとつで通報できる装置設置） ・防犯用の盾とスプレー3か所設置
防 災 ・ 防 犯 訓 練	1か月に一度、訓練を実施
避 難 場 所	・甲府市立羽黒小学校

16. 職員研修・園評価・第三者評価

職 員 研 修	<ul style="list-style-type: none"> ・園長から保育教諭においては各月1回くらいのペースで研修に参加し知識や技術の習得を心がけている。 ・給食担当においては、衛生管理等の研修を年に2回うけている。 ・安全管理講習等を年に1回うけている。
自 己 評 価	年に1回、職員の自己評価をおこない、自己の評価反省をおこない業務の向上を図る。

保 育 園 評 価	保護者の皆様に保育園評価およびアンケートを随時実施し、園のよりよい運営の参考にしている。
第 三 者 評 価	第三者評価を実施し、運営の改善に努めていく。

17. 緊急時対応

1) 緊急時の対応

園で緊急にお熱が出たり、事故等でけがをした時について、お子さんを病院に連れて行く等出来る限りの対応をしていきます。

※ 持病があるお子さんは、入園時に提出いただく児童表に記入の上、口頭で保育士にお伝えください。(アレルギー・けいれん・心臓病・喘息・発達障害など)

※緊急時の搬送先の病院について、必要な方は別紙にご記入ください。

2) くすりの投薬について

保護者以外の方が薬を与えることは法律で禁止されています。

やむをえずお薬を園に持参する方は、以下をまもってお願いいたします。

必ず、医師の診断を受けた上で、お薬を園にお持ちください。処方箋以外のお薬は園で与えることはできませんので、ご了承ください。(詳しくは入園資料をお読みください)

① 医師の処方に基づいた薬であること。市販の薬は与薬できません。

② 園で薬をあたえることを医師に連絡ください。

③ 塗り薬以外、原則として **1 回分のお預かり**となります。

3) 感染症と医師から診断を受けた場合、もしくは

園でお子さんの様子から感染症が疑われる場合について

・ 感染症が出た場合は、他のお子さんへうつることによって、園で病気が広がります。お子さんの保育の環境を守るためにも、ご協力とご理解をお願い申し上げます。

・ 学校保健衛生の基準に準じて、登園等の対応させていただきます。

・ 感染症と医師の診断を受けた場合は、治った場合に完治証明書を持参の上登園してください。完治証明書は園の玄関に常備されています。

※緊急時に園より搬送する病院について、**家庭のかかりつけ医でお願いしたい場合は**、家庭医の申請書(別紙)にご記入の上、提出をお願い申し上げます。

18. 嘱託医

内科・小児科	まつしたこどもクリニック	昭和町清水新井1278-3 055-269-6711
歯 科	富士見歯科医院	甲府市富士見3-1-2 055-252-3511

19. 苦情・要望受付等

当園では、要望、苦情等に関する窓口を以下の通り設置しています。

苦情等解決責任者：園長 岸 眞英

苦情等受付担当者：第三者委員 山田修一 長沢たつや

山田修一 電話 252-9405（午前10時～午後6時）

甲府市山宮町2737

長沢 たつや 電話 252-9128（午前10時～午後6時）

甲府市山宮町3307

※第三者委員へのご連絡は、早朝または夜間はなるべくおひかえください。

要望等受付担当者：教頭 岸いず美

※ 当園が開園の日に以下の時間帯で電話および口頭にてご相談を随時受け付けます。

電話 252-6871（午前9時～午後5時）

20. その他の留意事項

1) 虐待防止

当園では、子どものすこやかな成長を願うために、児童虐待防止に努めています。お子さんのことやご自身のお子さん以外にも心配な事などがありましたら、遠慮なく相談ください。または、以下の専門機関にご連絡ください。

虐待防止全国共通児童相談ダイヤル：0570-064-000

甲府市役所相談窓口：昼間→055-237-5917 夜間→055-237-1161

2) 敷地内禁煙

当園の敷地内は禁煙となっております。ご協力お願いいたします。

〈 資料1 〉

災害時引取りについて

東海地震についての警告が毎年なされていますが、当園では、地震等災害時のお子さんの引き取りについての対応について、以下のようにご協力をお願い申し上げます。

災害が発生した場合上の園庭に出ます。そこから状況をみて下の園庭に移動します。

羽黒小学校が地域の避難場所に指定されていますので、状況をみながら指定避難場所に移動します。

- 1) まず、災害の状況を保護者の方はラジオ等でご確認ください。
- 2) 引き取り訓練の時のように、すみやかに行動をお願いいたします。
- 3) **状況によっては電話での対応はできないこともあると思いますので、お電話での連絡は控えて頂き、できる限りすみやかに直接園にむかえにきてください。**
 - ① 電話回線の混雑で電話がつながりにくくなると思います。電話が不通になっていることもありますが、電話でのお問い合わせはご遠慮ください。
 - ② 子ども達の様子については、**災害伝言サービス**を利用してお伝えいたしますので、**災害伝言ダイヤルサービス（171番）に電話をかけ**、園の状況・子ども達の状況をご確認ください。

〈 伝言サービスを利用して保育園の状況を確認していただく方法 〉

保育園の伝言を聞く場合→171を押す→2を押す→(055)252-6871 となります。

4) お子さんを園にお迎えにきていただく時

- ① 羽黒小学校でなく**園にまずおむかえに来てください。**
- ② 園に誰もいない時は羽黒小学校にお迎えに来てください。

5) 引き取り者、引き取り手段について、ご家庭で日頃から話し合いご確認ください。

6) **一斉メールが作動可能な場合は**、皆さんに状況について一斉メールで連絡をまわします。

重要事項説明についての同意書

光の森こども園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき、重要事項の説明をおこないました。

施設名：認定こども園 光の森こども園

説明責任者 園長：岸 眞英

私は、本書面に基づいて光の森こども園の利用にあたって、重要事項の説明を受け同意いたしました。

平成 年 月 日

保護者住所：

園児氏名（在籍園児のお名前をすべてお書きください）

（ ）（ ）（ ）

保護者氏名

（ ）印

個人情報についての同意書

光の森こども園の在籍園児の個人情報につきましては、以下の目的の為に適正に運用かつ使用をさせていただきますが、それについての同意のご署名をお願いいたします。

- ・保護者の状況把握に必要な個人カードの適正な運用
- ・ホームページおよび園ブログでの写真の公開
- ・クラスに緊急連絡網配布、役員の氏名公表
- ・就学時に小学校への必要情報の伝達
- ・児童虐待等発生した場合に所轄庁への連絡
- ・発達障害などが疑われる場合への所轄庁との連携における情報交換
- ・転園する場合への情報伝達
- ・その他園が必要と認めた

個人情報の適正運用について同意します。

園児保護者氏名（ ）印

ホームページおよびブログでの個人写真公開は同意しません。

※集合写真については公開をさせていただきます。

園児保護者氏名（ ）印

園児緊急時使用病院申請書

光の森こども園 園長

平成 年 月 日

園でお子さんの病気、事故、怪我等で緊急な対応が必要になった場合は、個人カードの連絡先に連絡をさせて頂き、以下に搬送を致します。

1. 保育中の緊急時について、園で主に使用する病院への搬送について承諾いたします。

保護者氏名 () 印

2. 保育中の緊急時について、園で主に使用する病院以外の送迎を下記の通り申請をいたします。

保護者氏名 () 印

記

園児氏名		記入日	年 月 日
住所	〒	TEL連絡先 (緊急用)	

1) 緊急時に園で主に利用している**病院以外の希望**をお書きください。

小児科	医院	住所	TEL
外科	医院	住所	TEL
眼科	医院	住所	TEL
耳鼻科	医院	住所	TEL
その他		住所	TEL

2) 緊急時の輸血について →以下のカッコに○をお願いします。

緊急時の輸血を希望します ()

緊急時の輸血を**希望しません** () → 保護者氏名 () 印